

## 「緊急小口資金特例貸付」の流れ

### (1) 書類（①借入申込書②借用書③重要事項説明書④申立書）の取得方法

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 豊田市社会福祉協議会ホームページからダウンロード                   |
| <input type="checkbox"/> 豊田市社会福祉協議会地域福祉推進室（2階）もしくは支所・出張所に来所し書類を受け取り |

### (2) 必要書類の準備

#### ●必要書類一覧

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 住民票（世帯員全員/続柄/本籍地/発行3ヶ月以内）   |
| <input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳、またはキャッシュカード（写）※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分の写し  |
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※いずれか1つ、外国籍の方は在留カード必須<br>ア 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）<br>イ 健康保険証（お名前、生年月日、住所の記載のある箇所は全てコピー）<br>ウ マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）<br>エ パスポート（顔写真のページ、所持人欄＜現住所の記載＞のページのコピー） |
| 【外国籍の方は必須】<br>在留カード（特別永住者証明書）（住所変更している場合は両面コピー）  |

### (3) 申込書の記入・押印

#### ●ご記入・押印いただく書類

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 借入申込書（緊急小口資金特例貸付借入申込書）       |
| <input type="checkbox"/> 借用書（緊急小口資金特例貸付借用書）           |
| <input type="checkbox"/> 重要事項説明書（緊急小口特例貸付に関する重要事項説明書） |
| <input type="checkbox"/> 申立書（収入の減少状況に関する申立書）          |

#### ●《ご記入いただく際の注意事項》

- ・記入例を参考に記入・押印ください。
- ・黒ボールペンで記入ください。※消せるボールペンでの記入は不可
- ・必ず申込人が自筆で署名・記入ください。
- ・訂正は二重線（~~〇〇~~）を引き、訂正印を押印したうえ、余白に記入ください。

(4) 送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」に基づき、必ず確認いただき、下記にご郵送ください。

宛名：豊田市社会福祉協議会 2階 地域福祉推進室

住所：〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

※郵送料は申請者のご負担となりますのでご了承ください。

(5) 豊田市社会福祉協議会地域福祉推進室にて申込書の確認、愛知県社会福祉協議会へ書類等を郵送

※申込書類に記入や書類の漏れ等不備がなければ、県社協へ郵送します。

※申込書類に記入や書類の漏れ等不備があった場合は、本会から申請者へ連絡し、不備の箇所を修正のうえ、県社協へ郵送します。

(6) 愛知県社会福祉協議会にて申込書類の点検・決定・貸付金の資金交付  
愛知県社会福祉協議会で申込書類の点検後、貸付金の決定・資金交付を行います。

※愛知県社会福祉協議会の申込書受理日から2週間～3週間程度に送金されています。今後、お申込みが集中した場合、遅れることがございますのでご了承ください。

問い合わせ先

名称等	住所	電話番号	開設日
社会福祉協議会 地域福祉推進室	錦町1丁目1番地1	34-1132	火～土曜日 8:30～17:15
社会福祉協議会 高岡出張所	高岡町長根51番地	85-7720	月～金曜日 8:30～17:15
社会福祉協議会 猿投出張所	四郷町東畑70番地1	41-3082	
社会福祉協議会 高橋・松平出張所	東山町2丁目1番地1	85-7733	
社会福祉協議会 上郷出張所	上郷町5丁目1番地1	41-5088	
社会福祉協議会 旭支所	池島町屋ヶ平22番地	68-3890	
社会福祉協議会 足助支所	足助町東貝戸10番地	62-1857	
社会福祉協議会 稻武支所	桑原町中村5番地	82-2068	
社会福祉協議会 小原支所	沢田町梅ノ木574番地	65-3350	
社会福祉協議会 下山支所	神殿町中切7番地2	90-4005	
社会福祉協議会 藤岡支所	藤岡飯野町坂口1207番地2	76-3606	